

◎職員給与に関する条例施行規則

制 定 昭35. 4. 28

最近改正 平31. 3. 22

第1条 この規則は、別に定めるものを除くほか、職員給与に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 条例第8条第1項の規定による給料を減額する場合においては、翌月分以降の給料から行う。

2 退職又は給料の支給をやめるべき事由の発生により翌月分として支給すべき給料がない場合において、その月分としてなお支給すべき給料があるときは、これから減じ、なお不足があるとき、又はその月分がすでに支給済みのときは、本人から回収する。

3 前2項の場合において、条例第8条第1項の適用については、その月中における勤務しなかった時間の合計時間により減額を行う。この場合において、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第3条 削 除

（平31規則2削除）

第4条 削 除

（平31規則2削除）

第5条 削 除

（平31規則2削除）

第6条 条例第13条第1項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる申請書又は届書を管理者に提出しなければならない。

（1） 扶養親族認定申請書（別表第1）

（2） 扶養親族減少届（別表第2）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を、届書には、これに準じ扶養親族減少の事実を証するに足る書類をそれぞれ添付しなければならない。

（1） 本人及び扶養親族の戸籍謄本又は住民票謄本（いずれも抄本をもってこれに代えることができる）

（2） 婚姻の届出をしないが事実上婚姻と同様の関係にあるものについては、これを証明するに足る書類

（3） 職員と生計を1にし、且つ、主として職員の収入により生計を維持するものであることを証明するに足る書類（妻及び子の場合を除く）

（4） 身体障害の存する者については、その事実を証明するに足る書類

3 2人以上の者が同一の扶養親族を扶養する場合（職員でない者が扶養する場合を含む）の扶養手当の受給者の順位を当時者間の協議により定めた場合は、その当事者の連署をもって、家庭裁判所の定めるところによった場合は、これを証明する書類を添えて、第1項の届出をしなければならない。

4 前項の場合において、当時者間の協議又は、家庭裁判所の定めるところによっても、なお同順位者のあるときは、その旨を記し、当事者の連署をもって第1項の届出をしなければならない。

第7条 前条第4項による届出があった場合において、扶養手当の受給者の決定にあたっては、その扶養親族と同居する者を先順位とし、その扶養親族と別居する者を後順位とする。さらに同順位者のある場合においては、それらの者の資力その他一切の事情を考慮して管理者が定める。

第8条 管理者が第6条に定める申請書又は届書を受理したときは、扶養親族調書（別表第3）に登録しなければ

ばならない。

第9条 条例第14条に規定する「通勤」とは職員が勤務のため、その者の住居と勤務地との間を往復することをいう。

2 条例に規定する場合の通勤距離は職員の住居から勤務地までに至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

第10条 職員は新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届（別表第4）により、その通勤の実情をすみやかに管理者に届出なければならない。同条同項の職員が次の各号の1に該当する場合についても同様とする。

(1) 勤務場所を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があった場合

2 職員が前項第2号に掲げる変更により、条例第14条第1項の職員でなくなった場合は、前項の例により届出なければならない。

第11条 管理者は、職員から前条の規定により届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む（以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

（昭45規則2一部改正）

第12条 条例第14条第1項第1号に規定する運賃等の額に相当する額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照し、最も経済的且つ、合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。

第13条 条例第14条第1項第1号に規定する運賃等の額に相当する額は交通機関等が定期券を発行している場合は、当該交通機関等の利用区間にかかる通用期間1カ月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も低兼となる定期券の価格）とする。

（昭37、昭39規則3、昭45規則2一部改正）

第14条 条例第14条第1項第2号に規定する交通の用具は、次の各号に掲げるものとする。ただし、本組合の所有に属するものを除く。

(1) 自転車、原動機付自転車、スクーター、オートバイ及び自動車

(2) 前号に掲げるものの外、管理者が特に承認する交通の用具

（昭45規則2一部改正）

第15条 通勤手当は、職員に新たに条例第14条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合には、その日からその支給を開始し、その者に通勤手当の月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合は、その日から支給を改定する。

（昭45規則2一部改正）

2 新たに通勤手当の支給を開始し又はその支給額を増額して改定する場合において、その届出がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、前項の規定にかかわらずその届出を受理した日からその支給を開始し、又は支給額を改定する。

（昭45規則2一部改正）

3 通勤手当は、職員が条例第14条第1項の職員たる要件を欠くに至った場合には、その日以降は支給しない。

第16条 条例第14条第1項の職員が、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することはできない。

第17条 第2条の規定は、調整手当の支給に関しこれを準用する。

第18条 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

第19条 職員が公務上負傷若しくは疾病又は通勤により負傷若しくは疾病により月の途中において勤務に服することができないときは、その事実が発生し、又は消滅した場合における給与の支給額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第20条 条例に規定する給与の支給額に円位未満の端数があるときは、給与の種類毎に国庫出納金端数計算法（昭和25年法律第61号）の定めるところによる。

第21条 この規定の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、事務組合設立の日に遡って適用する。
- 2 扶養手当に関する申請書及び届書を本規則施行前に提出したものは、本規則の規定により提出したものとみなす。
- 3 第9条乃至第16条に規定する通勤手当に関する規則は、昭和34年4月1日から適用する。

附 則（昭37.6.30）

この規則は、公布の日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

附 則（昭39.8.17 規則3）

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭45.4.1 規則2）

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則（平31.3.22 規則2）

この規則は、公布の日から施行する。

(別表 第1)

扶養親族認定申請書

職員の給与に関する条例第13条第1項により下記のとおり申請します。

平成 年 月 日

淀川右岸水防事務組合管理者

大阪市長 殿

(職名)

(氏名)

㊞

扶養親族の氏名	職員との続柄	生年月日	扶養親族たる要件を具備するに至った事実

註) この申請書には職員の給与に関する条例施行規則第6条に定める証明書類を添付すること。

(別表 第2)

扶養親族減少届

職員の給与に関する条例第13条第1項により下記のとおり御届けします。

平成 年 月 日

淀川右岸水防事務組合管理者

大阪市長 殿

(職名)

(氏名)

㊞

扶養親族の氏名	職員との続柄	生年月日	扶養手当の支給をやめるべき事由

(別表 第4)

通 勤 届						
勤 務 先						
同 上 所 在 地						
住 所						
通 勤 の 実 情						
順 路	通 勤 方 法 の 別	区 間	距 離 (概算)	所 要 時 間 (概算)	乗 車 券 等 の 種 類	一 ヶ 月 の 運 賃 等 の 額
1		住所から(経由)まで	k m	時間 分		円
2			・	・		円
3			・	・		円
4			・	・		円
5			・	・		円
6			・	・		円
計						円
通勤距離2km未満の場合 交通機関等を利用する理由						
他に利用し得る交通機関等 のある場合その名称及び利用 区間等						
上記のとおり御届けします。						
平成 年 月 日						
職 氏名						
淀川右岸水防事務組合管理者						
大阪市長 殿						

(昭45規則2一部改正)